

21 森林整備による防災・減災対策 <公共>

【令和元年度補正予算額 6,000百万円】

<対策のポイント>

台風15号及び19号により被災した森林において、**被害木の処理等の緊急的な森林整備を実施**します。また、これらの災害の教訓から、事前防災・減災のため、①**道路等の重要インフラ周辺における森林整備**、②**国土保全上重要な河川上流域等における森林整備**、**河川沿い等における林道の改良**、③**迂回路等として機能する林道の整備**を実施します。

<政策目標>

森林吸収量2.7%以上（平成17年度比）の確保に向けた間伐の実施〔平成25年度から令和2年度までの8年間の年平均：52万ha〕

<事業の内容>

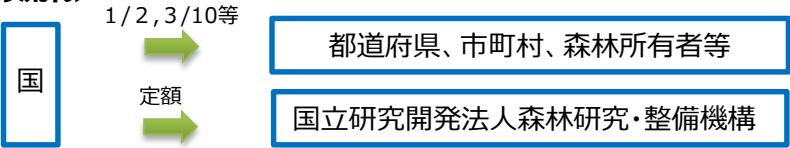
1. 被災した森林の緊急的な整備

台風15号及び19号により発生した広範囲に及ぶ風倒被害について、今後の豪雨による被害木の流出等の二次被害を防止するため、**被害木の処理や処理後の造林等の森林整備を緊急的に実施**します。

2. 台風等の被害を踏まえた防災・減災対策

- ① **道路等の重要インフラ周辺における森林整備**を実施します。
- ② **国土保全上重要な河川上流域等における間伐等の森林整備**や路体や排水機能の強化を目的とした**河川沿い等における林道の改良**を実施します。
- ③ 孤立集落の発生を回避するため、**迂回路等として機能する林道の整備**を実施します。

<事業の流れ>



※このほか国有林における直轄事業を実施

<事業イメージ>

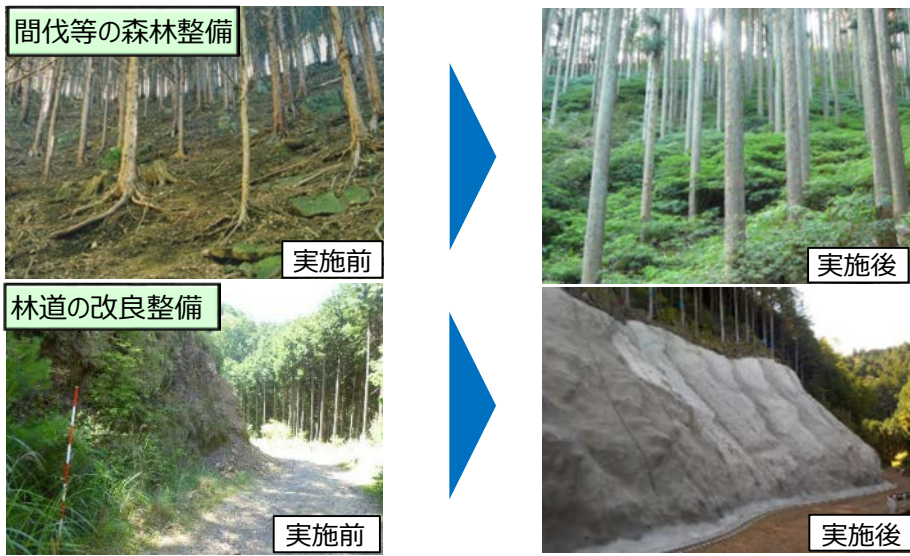
1.被災した森林の緊急的な復旧整備



台風により発生した倒木被害

緊急的な森林整備

2.台風等の被害を踏まえた防災・減災対策



【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）